

# 一般社団法人建設コンサルタント協会正会員入会申込書等の様式等に関する規則

平成23年4月28日制定（理事会決定）

令和元年5月23日改正（臨時理事会決定）

一般社団法人建設コンサルタント協会定款（以下「定款」という。）第6条第1項の規定に基づき、正会員として入会しようとする者（以下「正会員入会申込者」という。）が提出する入会申込書等について、次のとおり定める。

第1条 入会申込書及び添付書類の様式は、次のとおりとする。

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| 一 入会申込書                 | 様式 1   |
| 二 入会申込書に添付する書類          |        |
| （1）創業等の沿革               | 様式 2   |
| （2）支店、営業所及び登録部門         | 様式 3   |
| （3）役員（常勤・非常勤）の略歴        | 様式 4   |
| （4）技術管理者略歴              | 様式 5   |
| （5）役職員等の人数              | 様式 6   |
| （6）直前2年の各事業年度における営業収入金額 | 様式 7   |
|                         | 様式 7別表 |
| （7）業務経歴書                | 様式 8   |
| （8）株主・出資者名簿             | 様式 9   |
| （9）その他参考となるべき事項を記載した書面  |        |

三 誓約書

第2条 提出部数等の取扱いは、次のとおりとする。

- 一 正会員入会申込者は、入会申込書の正本1部（用紙寸法は原則としてAサイズとし、様式等の番号順位により一括し左綴じしたもの）及び入会の可否を決定するために必要な添付書類で別に指示する部数の写しを協会事務局に提出して行うものとする。
- 二 定款第6条第2項の規定に基づき、理事会が入会の可否を決定するまでの間に入会申込書（様式1）に記載した事項又は添付書類中の重要な事項に変更があったときは、その変更事項が該当する当該様式により速やかに会長に届け出るものとする。
- 三 正会員入会申込者が正会員となった後、入会申込書（様式1）中の商号及び名称、代表者氏名、住所又は電話・FAX番号に変更があったときは、任意の様式により速やかに会長に届け出るものとする。
- 四 入会の審査結果については、常任理事会の審議後、協会事務局から通知するも

のとする。

附 則

- 1 本規則は、平成23年4月28日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の定款第9条の規定による承認を受けている正会員については、この規則により入会の申込みがなされたものとみなし、第2条第3項の規定を準用する。
- 3 社団法人 建設コンサルタント協会正会員入会手続きに関する規程（平成11年5月17日）は、廃止する。

附 則

本規則の改正は、令和元年5月23日から施行する。